仕様書

# １　業務名

　令和６年度　保険者機能強化推進業務

# ２　業務の趣旨・目的

高齢者が要介護状態や認知症になった場合でも、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築し、深化・推進していくことが喫緊の課題になっている。

介護保険の保険者である市町村が３年を１期とする介護保険事業計画を策定し、計画に基づく取組みを推進するにあたっては、給付費等に関する地域差分析を通して地域課題を把握し、課題解決に向けた取組みを行い、適切な指標による実績評価を行うといったPDCAサイクルを推進することが重要であり、都道府県には、そうした取組みの支援が求められているところである。

本事業は、様々なデータソースから把握できる給付費等の情報から地域の特徴を市町村が分析し、課題を抽出できるよう分析のサポートを行うとともに、自立支援・重度化防止や介護給付適正化等に向けた課題解決を図る企画・立案・適正な指標による実績評価を各市町村において行うことができるよう、一連の支援を委託により実施するものである。

# ３　事業内容等

（１）地域の特徴把握のための分析業務

①市町村の地域分析

市町村の地域の特徴把握と課題解決に向けた施策検討に資するよう、市町村間の第１号被保険者一人当たり給付費の差の要因を把握するための地域分析を実施する。分析にあたっては、要介護認定率、受給者一人当たり給付費、在宅サービスと施設サービスの利用状況や、全国平均との比較や経年変化と併せて分析を行うなど、複数の要素を組み合わせて多角的な分析を行うなど工夫すること。

②介護給付適正化（要介護認定の適正化を除く）に関する給付費等の分析

各市町村の特徴を踏まえた効果的・効率的な適正化事業の実施につながるよう、給付費の特徴やサービス利用の動向を把握するための給付費分析を実施する。分析にあたっては、各市町村における要介護度別やサービス種類別の受給者一人当たり給付費に係るデータのほか、適正化に関する取組みの実施状況等、複数の要素を組み合わせるなど工夫すること。

なお、市町村における介護給付適正化事業の実施状況に関する参考資料として、過去に実施したアンケート結果や適正化事業に係る各種調査結果について提供を予定している。

【留意点（１）①②共通】

・分析にあたっては、令和６年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標（市町村分）の得点状況と関連させた分析（単なる市町村間の得点比較ではなく、認定率や給付費等の相関関係の分析等）も実施すること。その際、外部の関係者（有識者等）の意見を聴く機会を設け、その内容について報告書等を作成し、分析結果と併せて大阪府に提出すること。

・データ分析にあたって、各市町村からのデータ提供や、「地域包括ケア「見える化」システム」の利用権限が必要な場合は大阪府と調整すること。

・くすのき広域連合の解散に伴い、構成市３市分については、提供が可能なデータについて別途協議を行うことを予定しているほか、不足するデータについてはくすのき広域連合分としてデータを分析することを想定している。

# （２）市町村向け研修の企画・運営業務

①地域分析結果を活用したPDCAサイクル推進に関する研修

・（１）①による地域分析を踏まえ、市町村の介護保険事業計画担当者を対象に計画の進捗管理・次期計画策定に必要な知識や地域分析に基づいた地域課題の把握の手法を習得できるよう、地域分析を活用したPDCAサイクル推進に関する研修会を実施する。

・なお、同研修会において、（３）①の市町村への伴走型支援の内容及び成果の紹介を行うこと。

【留意点】

・（１）①による地域分析の結果を市町村へ示すとともに、計画の進捗管理及び次期計画策定に向けた取組みの課題分析、改善・見直し等の一連の取組み（PDCAサイクル推進）に資する内容を含めること。また、市町村が今後地域分析や取組みの自己評価を実施するにあたり、新たな視点や気づきをもたらすような内容になるよう工夫すること。

・他府県市町村の好事例（自立支援・重度化防止に係る指標設定やPDCAサイクル推進の一連の取組み等）の紹介等を通じて、分析結果を取組みへ反映させる手法や指標の設定方法など具体例を示すことにより市町村の理解を深めるよう工夫すること。

・保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の指標や、PDCAサイクルについて理解を深めるための講義を研修プログラムに組み込むことも検討すること。

・国が配布している各種分析ツールや「地域包括ケア「見える化」システム」の活用方法の提案も検討すること。

②介護給付適正化に関する研修

・（１）②による介護給付費の特徴や適正化に関する取組みの実施状況等の分析を踏まえ、介護給付適正化担当者を対象に、介護給付費適正化に関する取組み（要介護認定の適正化を除く）を進めるにあたり必要な知識や点検手法等を習得できるよう研修を行う。

・なお、同研修会において、（３）②の市町村への伴走型支援の内容及び成果の紹介も行うこと。

　【留意点】

・（１）②による分析の結果を市町村へ示すとともに、適正化事業の取組みの課題分析、目標設定、目標の改善・見直し等の一連の取組みに資する内容を含めること。

・ケアプラン点検（高齢者住まいにかかるケアプラン点検を含む）に関する内容を必ず組み込むこと。

・適正化システムの各種帳票の点検・活用方法や、点検後の居宅介護支援事業所やサービス提供事業所へのアプローチ方法など、具体的な点検手法に関する内容を含めること。

・他府県市町村の好事例（介護給付適正化事業に係る課題分析や目標設定等）の紹介も検討すること。

【留意点（２）①②共通】

・市町村向け研修については、①②それぞれ２回以上開催するものとする。なお、①②は相互に関連する事業であることから、市町村の理解を深める観点からも、できる限り同一の研修日程において①②を開催し、研修内容を連動させるなどして実施することが望ましい。なお、伴走型支援の紹介については、最終の全体研修会での紹介のみでも可とする。

・研修内容については、単なる座学研修だけではなく、市町村同士のグループディスカッション等を盛り込むなど、市町村の理解が進む研修となるよう工夫すること。

　・会場費や外部講師の招聘、研修当日の配布資料に係る経費など、研修企画・運営に係る費用は受託者負担とする。

（３）市町村への伴走型支援

①地域分析等に関する伴走型支援

（１）①の分析結果等を活用しながら、大阪府において事前に選定した市町村に対して、地域分析に関する支援・助言を行う伴走型支援を実施する。具体的には、対象市町村における地域課題の解決や地域差の改善、介護保険事業計画の進捗管理について、支援・助言を実施する。

②介護給付適正化に関する伴走型支援

（１）②の分析結果等を活用しながら、大阪府において事前に選定した市町村に対して、介護給付適正化の取組みに関する支援・助言を行う伴走型支援を実施する。具体的には、対象市町村における給付費及び適正化事業における課題の分析を通じて市町村の特徴や課題把握を行い、課題解決に向けた具体的な取組み内容、評価指標及び目標の設定に関しての助言を行う等、支援対象市町村が分析結果に基づいた適正化事業の取組みを進めるための支援を想定している。

【留意点（３）①②共通】

・事業開始前に、地域分析等に係る支援対象市町村、介護給付適正化事業に係る支援対象市町村をそれぞれ２自治体（①②合計４自治体）、府において選定予定である。

・対象市町村への訪問は１市町村あたり２、３回程度を想定しているが、ＷＥＢ会議等のオンライン形式のほか、研修会と同日の実施（研修会終了後に個別で実施等）でも可とする。

・実施にあたっては、対象市町村における課題や目標設定に関するワークシート等のツール（事業者において作成）を使用するなど工夫して実施することを想定している。なお、ワークシート等の作成にあたっては対象市町村に過度な負担とならないよう考慮するほか、市町村に対し適宜助言を行うこと。

・助言にあたっては、要介護認定率、一人当たり給付費、サービス利用の特徴や市町村間の地域差等のほか、サービス提供事業所の状況や国保データベータ（KDB）システム等のデータも踏まえた多角的な助言を行うよう工夫すること。

・全体研修会において伴走型支援の取組みや成果を紹介するにあたり、他市町村でも活用・実施できるよう内容を工夫すること。

・伴走型支援の実施、ワークシート等の作成、全体研修会での紹介については、大阪府及び対象市町村と十分調整のうえ進めること。

・伴走支援の実施に係る各種経費、企画・運営に係る費用は受託者負担とする。

＜提案のポイント＞

・各種業務を行うにあたっては、令和６年度保険者機能強化推進交付金等評価指標（市町村分）の目標Ⅰ（ⅰ）１～２、目標Ⅱ（ⅰ）１～２及び令和６年度保険者機能強化推進交付金等評価指標（都道府県分）の目標Ⅰ（ⅰ）１～２、目標Ⅱ（ⅰ）１の指標が達成できるよう工夫すること。（別紙参照）

※保険者機能強化推進交付金等評価指標の見直しがされた場合は、別途大阪府と協議を行うこと。

# ４　業務遅延時等の報告・分析等

受託事業者は、業務が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて、業務遅延についての原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。

# ５　再委託

　再委託は原則禁止とする。

　ただし、ウェブページ作成や高度なデータ処理等、専門性等から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、一部の事業について再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、事前に大阪府と協議し、承認を得ること。

# ６　書類の保存について

# 全ての証拠書類は、本事業が終了した日の属する年度の翌年度４月１日から起算して５年間保存しなければならない。

# ７　事業完了後、府へ提出するもの

　受託事業者は以下のものを期日までに大阪府の指定する場所に、電子データで納品すること。

・事業実施報告書（伴走型支援で実施した助言等の内容も含めること。）

・３（１）から（３）で作成した成果物（集計分析結果及びローデータ、研修会資料、伴走型支援に係る資料等）

＜留意点＞

３（１）から（３）で作成した成果物については、Excel・Word・PowerPoint等の加工が可能な電子データで納品すること。

# ８　その他

（１）本事業に関する成果物については、大阪府ホームページでの公表が想定されることに留意すること。

# （２）受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく事業責任者を指定し、大阪府へ報告すること。

# （３）本事業の実施で得られた成果（著作物等）、情報等については大阪府に帰属する。

# （４）事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けていること。

# （５）契約締結及び事業実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。業務の遂行に当たっては、給付管理に係るデータの閲覧等が想定されるが、個人情報の取扱いについては、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。なお、個人情報保護の観点から、受託者は府が別途示す個人情報保護に関する『誓約書』を提出すること。

# （６）関係法令を順守すること。

# （７）その他、事業の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。